

G-SIB選定手法の改訂について

2018年8月

金融庁／日本銀行

- * 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が公表した最終文書の内容の理解促進の一助として、作成したものです。必ず最終文書(原文)に当たって御確認下さい。また、本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

これまでの経緯

- 金融危機において、一部の大手金融機関を公的資金で救済したことに伴う「大きすぎて潰せない」問題に対処すべく、G20首脳は、2011年11月、カンヌ・サミットにて、グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIFI)に関する政策枠組みに合意。
- このうちグローバルなシステム上重要な銀行(G-SIB)については、システム上の重要性に応じ、4グループ(バケット)に分類のうえ、自己資本の上乗せを求めることとされた。
- この資本上乗せ規制は、2016年から段階的に実施されており、2019年から完全実施される予定。
- G-SIB選定のリストは毎年更新される。また、選定に用いる枠組みは三年に一度見直されることとなっているところ、バーゼル委は2017年3月に市中協議を実施し、今般最終化された。

改訂版G-SIB選定手法について (2018年7月5日公表)

■ 改訂版G-SIB選定手法における変更箇所は以下の通り。

- ① 対外与信・対外負債指標の計算方法の見直し
- ② 証券トレーディング指標の追加
- ③ 保険子会社の算入
- ④ 開示規制の見直し
- ⑤ バケット低下時におけるG-SIBサーチャージの取扱いの明確化

■ 本指標に基づくデータ徴求は2020年末データより実施。

	現行基準			新基準		
	サブ指標		比率	サブ指標		比率
1	規模	(1) 規模	20%	(1) 規模		20%
2	相互関連性	(2) 金融機関向け資産	6.67%	(2) 金融機関向け資産		6.67%
		(3) 金融機関への負債	6.67%	(3) 金融機関への負債		6.67%
		(4) 発行済有価証券	6.67%	(4) 発行済有価証券		6.67%
3	代替可能性／ 金融インフラ	(5) 決済取引	6.67%	(5) 決済取引		6.67%
		(6) 預り資産	6.67%	(6) 預り資産		6.67%
		(7) 証券引受	6.67%	(7) 証券引受		3.33%
				(8) 証券トレーディング		3.33%
4	複雑性	(8) OTC デリバティブ想定元本	6.67%	(9) OTC デリバティブ想定元本		6.67%
		(9) 売買目的有価証券及びその他有価証券	6.67%	(10) 売買目的有価証券及びその他有価証券		6.67%
		(10) レベル3資産	6.67%	(11) レベル3資産		6.67%
5	クロスボーダーな活動	(11) 対外与信	10%	(12) 対外与信		10%
		(12) 対外負債	10%	(13) 対外負債		10%

(1) 対外与信・対外負債指標の計算方法の見直し

- 対外負債は、BIS統計の拡充による連結ベースの計数を使用。また、対外与信・負債ともにデリバティブを連結ベースで徴求。

【連結ベースの対外負債】

- 現行では単体ベースの計数を調整して連結ベースに近似していたが、BIS統計の拡充に伴い、連結ベースの計数を徴求。

【デリバティブの算入】

- 現行では、デリバティブ対外与信については連結ベースで徴求可能であったが、負債についてはその限りでなかったため、デリバティブは対外与信・負債ともに不算入となっていた。新基準では、BIS統計の拡充に伴い、連結ベースのデリバティブ対外負債についても徴求が可能になったため、対外与信・負債ともにデリバティブを連結ベースで徴求することとした。

(2) 代替可能性指標の見直し

- 代替可能性指標のサブ指標として、新たに証券トレーディング指標を追加。
- 他方、代替可能性指標に設けられたキャップの撤廃については、今回は見送られた。
- 次の三年見直しでは、キャップ撤廃に向けて、代替可能性指標のための新たな手法に特に留意しつつ、検討を進めることとなった。

【証券トレーディング指標の概要】

- 銀行によるマーケットメイキング業務は証券市場の流動性確保にとって重要であり、デフォルト時の代替可能性が低いことから、セカンダリー市場における銀行の活動を把握する指標として追加された。
- プライマリー市場における銀行の活動を把握するための証券引受指標と並ぶ新たな指標として、証券トレーディング指標を追加。但し、選定指標全体に占める割合は、従来の証券引受指標の6.67%を等分し、新指標においては、証券引受指標3.33%、証券トレーディング指標3.33%と設定。

(3) 保険子会社の算入

- G-SIB選定及びG-SII(グローバルなシステム上重要な保険会社)選定のいずれにおいても、現在スコア計算の対象としていない銀行グループの保険子会社を前者に算入することにより、両選定手法間のギャップを解消。

【合算の範囲について】

- 保険子会社のシステム上のリスクを把握するための指標として、市中協議時点では、銀行業と保険業とに共通するリスクを反映している規模指標、相互関連性指標及び、複雑性指標を選定。
- ただし、売買目的有価証券及びその他有価証券の保有は保険会社の通常業務であるとして、G-SIIの選定指標でも反映されていないことから、最終文書では複雑性指標の要素から除外することとされた。

		サブ指標		比率	市中協議時	最終文書
1	規模	(1)	規模	20%	○ (合算)	○
2	相互関連性	(2)	金融機関向け資産	6.67%	○	○
		(3)	金融機関への負債	6.67%	○	○
		(4)	発行済有価証券	6.67%	○	○
3	代替可能性／ 金融インフラ	(5)	決済取引	6.67%	× (合算せず)	×
		(6)	預り資産	6.67%	×	×
		(7)	証券引受	3.33%	×	×
		(8)	証券トレーディング	3.33%	×	×
4	複雑性	(9)	OTC デリバティブ想定元本	6.67%	○	○
		(10)	売買目的有価証券及びその他有価証券	6.67%	○	×
		(11)	レベル3資産	6.67%	○	○
5	クロスボーダーな活動	(12)	対外与信	10%	×	×
		(13)	対外負債	10%	×	×

(4) その他

■ 開示規制の見直し

- G-SIB選定指標の数値は各行が開示することになっているが、バーゼル委で行われる数値チェックの結果、当該数値に修正が加えられている場合、実際に用いられた数値と開示された数値に差異が生じることがある。こうしたケースにおいては、次の四半期開示において速やかに訂正することを義務付け。

■ バケット低下時におけるG-SIBサーチャージの取扱いの明確化

- G-SIBは、毎年11月に公表される該当バケットに対応したG-SIBサーチャージの水準を翌々年に満たす必要がある。但し、該当バケットが前年より低下する場合は、翌々年をまたず、翌年から該当バケットにおいて求められる低い水準を適用することが可能であることを明確化。

■ 市中協議文書にて提案されたものの、最終文書に反映されなかった項目は以下のとおり

- 代替可能性指標におけるキャップの撤廃
- 短期ホールセール調達指標の新設

■ 以下の提案については継続検討

- クロスボーダーな活動指標において、欧州を単一法域とみなす取扱い

今後のスケジュール

- 新基準は、2020年末データに基づく2021年のデータ徴求から実施。新基準に基づくG-SIBリストは2021年11月に公表され、2023年1月から適用される予定。
- 次回の見直しは3年後の2021年に検討を終了し、結果が公表される予定。

